

幼児教育・保育の無償化について

企業主導型保育施設を利用する子供

【対象者】

- 企業主導型保育施設を利用する**3歳から5歳までの子供**のうち、**保育の必要性のある子供**が無償化の対象です。
- 企業主導型保育施設を利用する**0歳から2歳までの子供**のうち、**住民税非課税世帯**であって、**保育の必要性のある子供**が無償化の対象です。
 - 保育の必要性のある子供とは、以下のとおりです。
 - ①「**従業員枠**」を利用している子供… 全ての子供を保育の必要性のある子供とします。
 - ②「**地域枠**」を利用している子供 … 市町村の保育認定(2号、3号)を取得している子供を保育の必要性のある子供とします。
 - 年齢は、学年(クラス)により判断します。
 - 住民税非課税世帯かどうかは、4月～8月までは前年度の住民税の課税状況により、9月～3月まではその年度の住民税の課税状況により判断します。
 - 給食費(主食費3,000円/月、副食費4,500円/月)、行事費などは、引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

※入園日までに次項の必要書類が提出できない場合は、入園月は無償化されませんのでご注意ください。

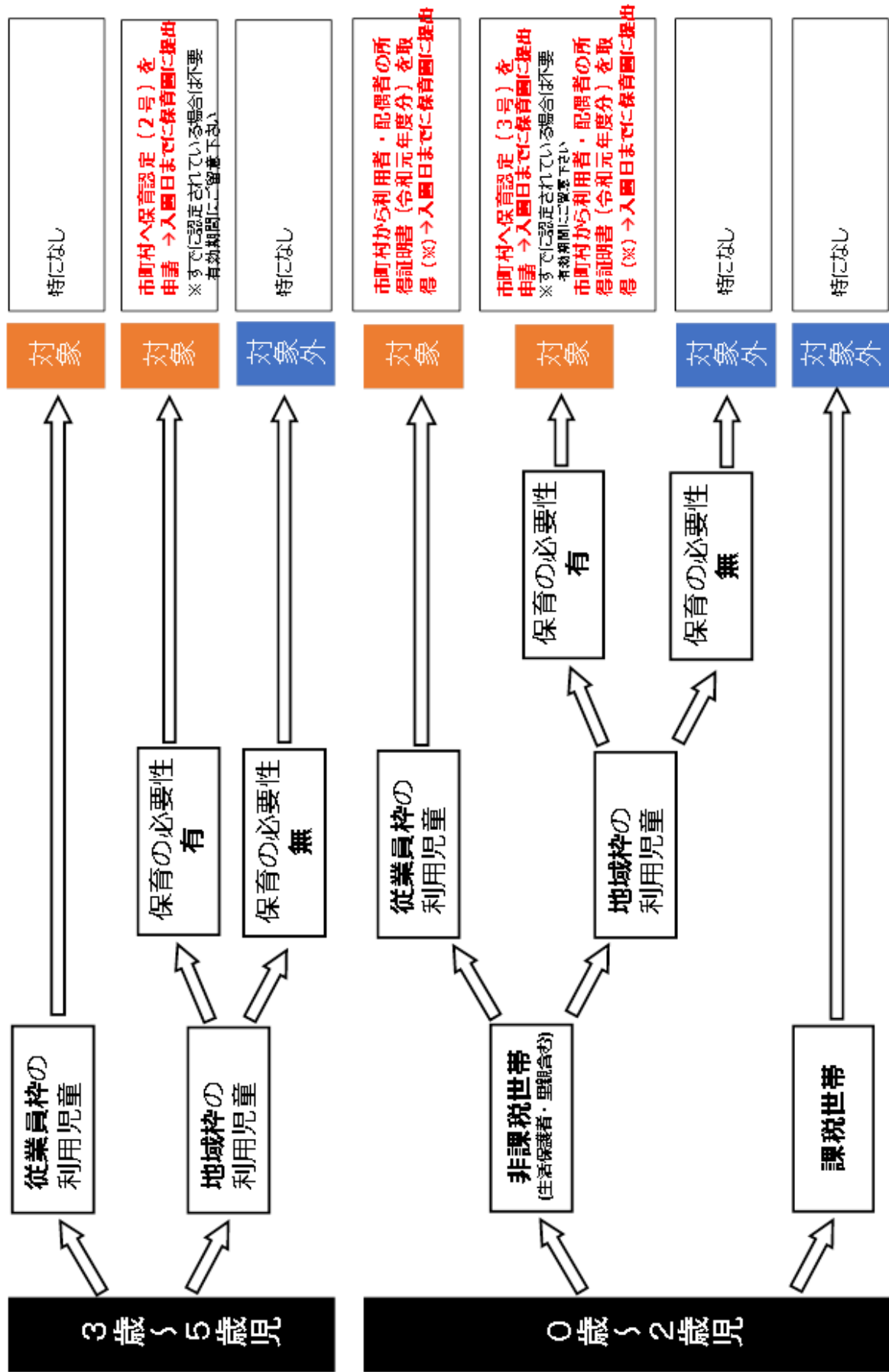
【利用料】

- 無償化の対象となる子供の利用料について、**標準的な利用料の金額が減額**されます。

※令和2年4月以降の標準的な利用料の金額

4歳以上児	3歳児	1、2歳児	0歳児
23,100円	26,600円	37,000円	37,100円

無償化の対象となる児童フローチャート



(※) 生活保護者・里親の場合は、所得証明書の代わりに、その状態にあることを証明できる書類を準備（保護証明書や、里親委託通知書など）

問い合わせ先: ソレ・インターナショナル保育園事務局

TEL: 0800-500-0555 [時間/午前9時～午後6時(月～金)]

MAIL: sole_info@minkyoken.com